

自動体外式除細動器（AED）購入仕様書

1. 件 名

自動体外式除細動器（AED）の購入

2. 総 則

この仕様書は、令和8年度に奈良県広域消防組合が購入する自動体外式除細動器（以下「AED」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

3. 数 量

品 名	数 量
AED本体	8
バッテリーパック	8
使い捨てパッド	16
Bluetooth USB アダプタ	8

4. 機器詳細

(1) 機器詳細は次のとおりとする。

メーカー：日本光電工業株式会社

品 名	品 番 等	同等品
○AED本体 (附属品含む：キャリング バック、設置管理タグ、 AED操作ガイド)	○AED-3100 キャリングバック YC-310V	不可
○バッテリーパック	○SB-310V	不可
○使い捨てパッド	○P-740	不可
○Bluetooth USB アダプタ	○エレコム LBT-UAN05C2/N	可

※AED本体とBluetooth USB アダプタは互換性があり、AEDメーカーにより動作検証されているものであること。

(2) 機器等は最新年度に製造された新品であること。

5. 納入場所

奈良県橿原市慈明寺町 149 番地の 3

奈良県広域消防組合消防本部 警防部救急課

6. 納入期限

令和 8 年 11 月 27 日

7. 業務の完了

納入物品を奈良県広域消防組合担当者にて検査を行い、当該検査の合格を以って業務の完了とする。

8. 支払条件

支払いは、業務の完了後、適法な請求書を別紙請求先の消防本部が受理した日から 30 日以内に受注者の指定する銀行口座へ振り込むこととする。

9. その他

(1) 保証期間は、納入完了の日から起算して 1 年とする。

ただし、メーカー保証が 1 年以上のものはメーカーが付加する保証期間とする。

なお、保証期間中に正常な使用により不備が生じた場合、受注者は無償で点検・修繕に応じること。

(2) 保証期間終了後においても、納入物品に構造或いは製作に関わる技術に起因する不備欠陥が発見された場合は、無償で交換に応じること。

(3) この仕様書に記載がなくとも、本業務に必要な経費は全て本業務料金に含めること。

(4) 受注者は納入物品の製造業者保証サービスの窓口となること。

(5) 仕様書の記載事項に疑義が生じた際は、発注者の指示を受けるものとする。

(別紙)

請求先

所属	所在地	電話番号	数量
消防本部	奈良県橿原市慈明寺町149番地の3	0744-26-0116	8台